

令和2年度「食品表示適正強化月間」実施結果(年末)

1 食品表示監視指導

(1) 合同監視

食品の監視にあたり、複数の対象法令担当者が合同で実施する監視を、「合同監視」と位置づけ、令和2年12月(年末)の月間中に立入検査実施179回(令和元年度比67%)、延べ8,148品目(同45%)を監視したところ、延べ278品目(同93%)の不適正表示を発見し、製造業者、販売業者等の表示義務者に対して適正表示を指導した。

また、本年も食材偽装を対象としたメニュー表示に係る監視を加え実施した。

※実施回数は県が実施した回数。調査品目数・不適正品目数は岐阜市保健所実施分を含む。

	立入検査実施回数	調査品目数	不適正表示品目数	不適率
令和2年度年末	179	8,148	278	3.4%
平成元年度年末	267	18,136	299	1.6%
平成30年度年末	264	22,261	304	1.4%

(2) 月間中の各法令に基づく監視

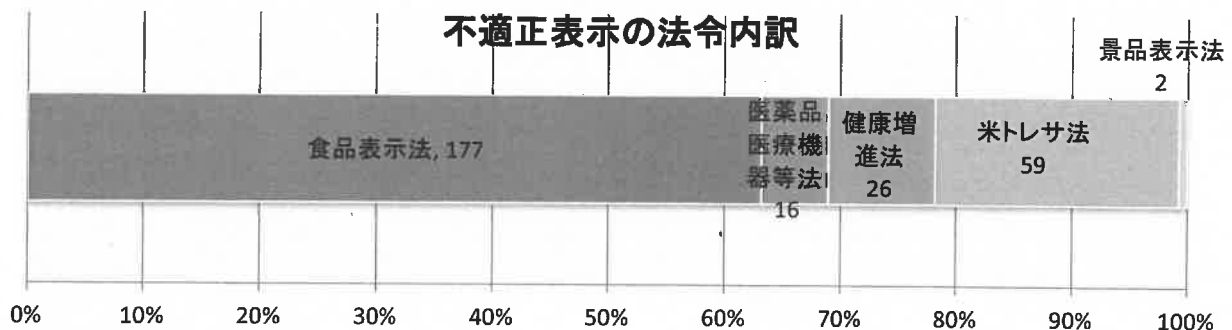
各法令に基づく全立入検査実施回数(単独法令に基づく監視に上記の合同監視を加えた立入回数)は、629回(同57%)、延べ9,028品目(同48%)であり、延べ280品目(同86%)の不適正表示を発見し、製造業者、販売業者等の表示義務者に対して適正表示を指導した。

※食品表示法、医薬品医療機器等法、健康増進法の実施回数及び品目数は岐阜市保健所実施分を含む。

法令	立入検査実施回数	調査品目数	不適正表示品目数	
食品表示法	265	4,839	177	
医薬品医療機器等法	99	1,271	16	
健康増進法	69	1,532	26	
米トレーサビリティ法	128	555	59	
景品表示法	68	831	2	不適率
合計	629	9,028	280	3.1%
令和元年度同期	1,097	18,754	326	1.7%

(3) 不適正表示について

- ・食品表示法に基づく表示の不適は、「原材料と添加物の区切りがされていない」「栄養成分表示の単位・表示項目誤り」の表示不備が多かった。
- ・健康増進法に基づく表示の不適は、「健康の保持増進、疾病予防」を表す内容を記載したところが多かった。
- ・医薬品医療機器等法に基づく表示の不適は、「医薬品的な効果効果等の標ぼう」であった。
- ・米トレーサビリティ法に基づく表示の不適は、「米の産地情報が消費者へ伝達されていない」等であった。



2 食品表示の適正化に関する活動

(1) 食品表示関連法令講習会

食品事業者を対象に開催した講習会を開催し、適正表示について説明を行った。

対象者	実施回数	参加人数
事業者	3	150
一般消費者	0	0